

(別表1)申請の種別

資料4

発注種別		内 容
工 事	下表のとおり※1	
測 量 等	地上測量※2	測量一般、地図の調整
	航空測量※2	航空機による測量、地図の調整
	調 査	土木建築工事に関する調査（補償コンサルタント、不動産鑑定業務、調査のためのボーリングを含む。）
	土木設計	土木に関する工事の設計又は監理
	建築設計※3	建築に関する工事の設計又は監理
製 造	製 造	工事に関する施設・機械の製造、船舶の製造・修繕※4

※1：それぞれ対応する建設業の許可を有し、かつ、経営事項審査を受けていることが必要です。

※2：測量業者の登録をしていることが必要です。

※3：建築士事務所の登録をしていることが必要です。

※4：20トン以上の船舶を対象とします。（20トン未満は物品扱いとなり、出納局の入札参加資格が必要です。）

工事の発注種別と建設工事の種類との対応 ※詳細については、（別表2）を参照のこと。

福島県発注種別 (18) 建設工事の種類 (29)	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18
	一般土木工事	舗装工事	建築工事	電気設備工事	暖冷房衛生設備工事	鋼橋上部工事	PC橋上部工事	しゅんせつ工事	塗装工事	法面処理工事	上・下水道工事	清掃施設工事	消雪工事	機械設備工事	通信設備工事	造園工事	さく井工事	グラウト工事
土木一式工事	○									○	○							○
プレストレストコンクリート工事							△											
建築一式工事			○															
大工工事			○															
左官工事			○															
とび・土工工事	○		○			○	○											○
法面処理工事										△								
石工事	○		○															
屋根工事			○															
電気工事				○														
管工事					○								○					
タイル・れんが・ブロック工事	○		○															
鋼構造物工事	○		○											○				
鋼橋上部工事						△												
鉄筋工事	○		○															
舗装工事		○																
しゅんせつ工事								○										
板金工事			○															
ガラス工事			○															
塗装工事									○									
防水工事			○															
内装仕上工事			○															
機械器具設置工事														○				
熱絶縁工事					○													
電気通信工事															○			
造園工事																○		
さく井工事													○				○	
建具工事			○															
水道施設工事											○							
消防施設工事				○	○													
清掃施設工事												○						
解体工事	○		○															

△：経営事項審査において内書きされている完成工事高を限度として計上できます。

(別表2)建設工事の「福島県の工事種別(18種別)」と「建設業許可業種(29業種)」の対応表

以下の18工事種別(福島県発注種別)の入札参加資格審査を申請しようとする場合は、対応する許可業種を有し、かつ審査基準日の直前決算において、完成工事高があることが要件となります。

①【18工事種別(福島県発注種別) → 29許可業種(建設業許可)】

18工事種別(福島県発注種別)において申請するのに必要な29許可業種(建設業許可)の一覧です。

工事種別(18)	例示	対応する許可業種(29)
1 一般土木工事	土木一式工事、農業用水道、かんがい用排水施設整備	土木工事業
	盛土、根切、掘削、コンクリート打設、はつり土留、締切り、整地、コンクリートブロック据付、客土、ガードレール設置、標識設置、屋外広告物設置、フェンス設置、くい打、くい抜、種子吹付	◎とび・土工工事業
	石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り	◎石工事業
	タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄塔、ガードレール、標識設置、屋外広告物設置（製作から一貫して請け負う場合）	◎鋼構造物工事業
	主に工物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
	工物解体(主に建築物以外)	◎解体工事業
2 舗装工事	アスファルト舗装、コンクリート舗装、軽舗装表面処理工事	舗装工事業
3 建築工事	建築一式工事	建築工事業
	造作、木造間仕切	◎大工工事業
	左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	◎左官工事業
	ひき家、鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、くい抜	◎とび・土工工事業
	石積み、石張り、石材加工	◎石工事業
	金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	◎屋根工事業
	コンクリートブロック積、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	◎タイル・れんが・ブロック工事業
	鉄骨組立、鋼製階段(避難階段含む)	◎鋼構造物工事業
	アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水	◎防水工事業
	壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上、床仕上	◎内装仕上工事業
	ガラス加工・取付	◎ガラス工事業
	サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	◎建具工事業
	主に建築物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	◎鉄筋工事業
	板金加工、屋根かざり	◎板金工事業
	工物解体(主に建築物)	◎解体工事業
4 電気設備工事	電気配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、引込線屋内電気設備	電気工事業
	火災報知、非常警報設備	◎消防施設工事業
5 暖冷房衛生設備工事	ガス配管、給排水、給湯設備、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地灌漑(スプリンクラー)、家屋等施設の敷地内の配管、配水小管工事	管工事業
	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	◎熱絶縁工事業
	消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	◎消防施設工事業
6 鋼橋上部工事	鋼橋上部、歩道橋設置	鋼構造物工事業
	足場架設、コンクリート打設	◎とび・土工工事業
7 PC橋上部工事	土木一式工事(プレストレストコンクリート構造物工事)	土木工事業
	足場架設、コンクリート打設、PC橋上部の据付	◎とび・土工工事業
8 しゅんせつ工事	海・河川しゅんせつ	しゅんせつ工事業
9 塗装工事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上、プラスター、橋梁塗装	塗装工事業
10 法面処理工事	土木一式工事(法面処理工事)	土木工事業
	モルタル吹付け、土留、締切り、種子吹付け、コンクリートブロック、注入防水	◎とび・土工工事業
11 上下水道工事	取水施設、浄水施設、配水施設、下水処理施設、上水道本管理設、上水道、下水道工事	水道施設工事業
	公道下の下水道本管理設	◎土木工事業
12 清掃施設工事	ゴミ処理施設、し尿処理施設	清掃施設工事
13 消雪工事	消雪工事一式	管工事業、さく井工事業
14 機械設備工事	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械器具設置工事業
	水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	◎鋼構造物工事業
15 通信設備工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	電気通信工事業
16 造園工事	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造園工事業
17 さく井工事	さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく孔、揚水設備	さく井工事業
18 グラウト工事	土木一式工事	土木工事業
	ボーリンググラウト	◎とび・土工工事業

上の表において、◎は工事種別に対応する許可業種が複数あり、例示の工事を単体工事として発注した場合に必要な許可業種を表します。

②【29許可業種(建設業許可)→18工事種別(福島県発注種別)】
29許可業種(建設業許可)において18工事種別(福島県発注種別)のうち申請できるものの一覧です。

	略号	許可業種(29) (建設業の業種)	内容	例示	工事種別(18)
1	土	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事	土木一式工事、農業用水道、かんがい排水施設整備 土木一式工事(プレストレストコンクリート構造物工事) 土木一式工事(法面処理工事) 公道下の下水道本管埋設	一般土木工事、グラウト工事 PC橋上部工事 法面処理工事 上下水道工事
2	建	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	建築一式工事	建築工事
3	大	大工工事業	木材の加工又は取付により工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	造作、木造間仕切	建築工事
4	左	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆喰、プaster、繊維等をこて塗り、吹き付け、又ははり付ける工事	左官、とぎ出し、吹付、モルタル左官、防水モルタル、ラス張り	建築工事
5	と	とび・土工事業	イ)足場の組み立て、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ)くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ)土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ)コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ)その他基礎的ないしは準備的工事	盛土、根切、掘削、コンクリート打設、はつり土留、締切り、整地、コンクリートブロック据付、客土、ガードレール設置、標識設置、屋外広告物設置、フェンス設置、くい打、くい抜、種子吹付 ひき家、鉄骨組立、とび、コンクリート打設、くい打、くい抜 足場架設、コンクリート打設 足場架設、コンクリート打設、PC橋上部の据付 モルタル吹付け、土留、締切り、種子吹付け、コンクリートブロック、注入防水 ボーリンググラウト	一般土木工事 建築工事 鋼橋上部工事 PC橋上部工事 法面処理工事 グラウト工事
6	石	石工事業	石材の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み、石張り、石材加工、コンクリートブロック積み張り 石積み、石張り、石材加工	一般土木工事 建築工事
7	屋	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	金属薄板屋根ふき、屋根断熱、スレート、瓦、屋根ふき	建築工事
8	電	電気工事業	発電設備、変電設備、送電設備、構内電気設備等を設置する工事	電気配線、信号設備、ネオン装置、受変電設備、照明設備、引込線屋内電気設備	電気設備工事
9	管	管工事業	冷暖房、冷凍冷蔵、空調調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	ガス配管、給排水、給湯設備、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、空調設備、汚物浄化槽、水洗便所設備、厨房設備、畑地灌漑(スプリンクラー)、家屋等施設の敷地内の配管、配水小管工事 消雪工事一式	暖冷房衛生設備工事 消雪工事
10	タ	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	タイル、コンクリート積み張り、レンガ積み張り コンクリートブロック積、レンガ積み張り、タイル張り、築炉	一般土木工事 建築工事
11	鋼	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄塔、ガードレール、標識設置、屋外広告物設置(製作から一貫して請け負う場合) 鉄骨組立、鋼製階段(避難階段含む) 鋼橋上部、歩道橋設置 水門、樋門等門扉設置、開閉機設置	一般土木工事 建築工事 鋼橋上部工事 機械設備工事
12	筋	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	主に工作物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事 主に建築物に係る鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事	一般土木工事 建築工事
13	舗	舗装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等によりは装する工事	アスファルト舗装、コンクリート舗装、軽舗装表面処理工事	舗装工事
14	し	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	海・河川しゅんせつ	しゅんせつ工事
15	板	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事	板金加工、屋根かざり	建築工事
16	ガ	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して工作物に取付ける工事	ガラス加工・取付	建築工事
17	塗	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装、区画線塗装、下地調整、溶射、ライニング、布張り仕上、プaster、橋梁塗装	塗装工事
18	防	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水、モルタル防水、目地防水、塗膜防水、シート防水、注入防水	建築工事
19	内	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音版、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	壁張り、内装間仕切、インテリア、たたみ、ふすま、天井仕上、床仕上	建築工事
20	機	機械器具設置工事業	機械器具の組立等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	索道、プラント設備、クレーン設置、昇降機設置、揚排水機設置	機械設備工事
21	絶	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備の熱絶縁工事	暖冷房衛生設備工事
22	通	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事	有線・無線電気通信設備、放送機械設備、空中線設備	通信設備工事
23	園	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽、地被、景石、地植、水景、公園施設	造園工事
24	井	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく井、さく井を行う工事 又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	消雪工事一式 さく井、観測所、還元井、浅井戸、さく井、揚水設備	消雪工事 さく井工事
25	具	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	サッシ取付、建具取付、シャッター、カーテンウォール、ふすま	建築工事
26	水	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設、浄水施設、配水施設、下水処理施設、上水道本管埋設、上水道、下水道工事	上下水道工事
27	消	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	火災報知、非常警報設備 消火栓、消火設備、水噴霧、救助袋、緩降機、排煙設備、避難はしご、屋外消火栓、スプリンクラー設備	電気設備工事 暖冷房衛生設備工事
28	清	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ゴミ処理施設、し尿処理施設	清掃施設工事
29	解	解体工事業	工作物の解体を行う工事 ※それぞれの専門工事において建設される目的物のみを解体する工事は各専門工事に該当する。	工作物解体工事 建築物解体工事	一般土木工事 建築工事

※総合的な企画・指導・調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ「土木一式工事」や「建築一式工事」に該当する。

(別表3)18工事種別に対応する技術者の資格一覧

※「1」→1級(5点加点)、「2」→2級(2点加点)、「そ」→その他(1点加点)

コード	技術職員区分					資格区分	入札参加申込業種(18)																	
	1級	監理補佐	基幹技能者	2級	その他		一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト
001					○	法第7条第2号イ該当 (指定学科卒業後3年又は5年の実務経験)	※2業種以内に限り1点ずつ加点																	
002					○	法第7条第2号ロ該当 (10年の実務経験)	同上																	
003					○	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)【大臣認定】	同上(ただし、指定建設業(土・建・電・管・鋼・舗・園)に限る。)																	
004					○	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)【大臣認定】	同上																	
005		○				監理技術者を補佐する資格を有する者(主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者)	資格を有する2業種以内に限り4点ずつ加点																	
建設業法	111	○				一級建設機械施工技士	1	1	1			1	1			1	1							1
	11F					一級建設機械施工管理技士補																		
	212				○	二級建設機械施工技士(第1種～第6種)	2	2	2			2	2			2	2							2
	21G					二級建設機械施工管理技士補(第1種～第6種)																		
	113	○				一級土木施工管理技士※土、と、石、鋼、舗、し、塗、水、解	1	1				1	1	1	1	1	1			1				1
	113				○	一級土木施工管理技士(実務経験3年)※上記許可業種以外	そ		そ	そ								そ	そ					そ
	11H				○	一級土木施工管理技士補(実務経験3年)	そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ					そ	そ
	214				○	二級土木施工管理技士(土木)※土、と、石、鋼、舗、し、水、解	2	2				2	2	2		2	2			2				2
	214				○	二級土木施工管理技士(土木)(実務経験5年)※上記許可業種以外	そ		そ	そ					そ			そ	そ					そ
	21J				○	二級土木施工管理技士補(土木)(実務経験5年)	そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ					そ
	215				○	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)※塗										2								
	215				○	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)(実務経験5年)※上記許可業種以外	そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ		そ	そ	そ	そ					そ
	21K				○	二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装)(実務経験5年)	そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ					そ
	216				○	二級土木施工管理技士(薬液注入)※と	2					2	2				2							2
	216				○	二級土木施工管理技士(薬液注入)(実務経験5年)※上記許可業種以外			そ	そ				そ	そ		そ	そ	そ					そ
	21L				○	二級土木施工管理技士補(薬液注入)(実務経験5年)	そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ					そ
	120	○				一級建築施工管理技士※建、大、左、と、石、屋、タ、鋼、筋、板、ガ、塗、防、内、絶、具、解			1		1	1	1		1	1				1				1
	120				○	一級建築施工管理技士(実務経験3年)※上記許可業種以外				そ	そ							そ	そ		そ			
	12C				○	一級建築施工管理技士補(実務経験3年)			そ	そ	そ	そ	そ		そ	そ	そ	そ		そ				そ
	221				○	二級建築施工管理技士(建築)※建、解			2															
	221				○	二級建築施工管理技士(建築)(実務経験5年)※上記許可業種以外			そ	そ	そ	そ	そ		そ	そ	そ	そ		そ				そ
	222				○	二級建築施工管理技士(躯体)※大、と、タ、鋼、筋、解			2			2	2			2				2				2
	222				○	二級建築施工管理技士(躯体)(実務経験5年)※上記許可業種以外			そ	そ	そ				そ		そ	そ						
	223				○	二級建築施工管理技士(仕上げ)※大、左、石、屋、タ、板、ガ、塗、防、内、絶、具			2		2				2									
	223				○	二級建築施工管理技士(仕上げ)(実務経験5年)※上記許可業種以外			そ	そ	そ	そ	そ			そ	そ	そ		そ				そ
	22D				○	二級建築施工管理技士補(実務経験5年)			そ	そ	そ	そ	そ		そ	そ	そ	そ		そ				そ
	127	○				一級電気工事施工管理技士※電				1														
	127				○	一級電気工事施工管理技士(実務経験3年)※上記許可業種以外				そ	そ										そ			
	12E				○	一級電気工事施工管理技士補(実務経験3年)				そ	そ										そ			
	228				○	二級電気工事施工管理技士※電				2														
	228				○	二級電気工事施工管理技士(実務経験5年)※上記許可業種以外				そ	そ										そ			
	22F				○	二級電気工事施工管理技士補(実務経験5年)				そ	そ										そ			
	129	○				一級管工事施工管理技士※管					1								1					
	129				○	一級管工事施工管理技士(実務経験3年)※上記許可業種以外			そ	そ	そ			そ			そ	そ	そ	そ				そ

	杜衡聯昌反公		1 升參加中1 葉種 (10)
--	--------	--	-----------------

	杜衡聯昌反公		1 升參加中1 葉種 (10)
--	--------	--	-----------------

	コード	技術職員区分					資 格 区 分	入札参加申込業種(18)																	
		1級	監理補佐	基幹技能者	2級	その他		一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	グラウト
	12G					○	一級管工事施工管理技士補（実務経験3年）			そ	そ	そ			そ		そ	そ	そ	そ			そ		
	230				○		二級管工事施工管理技士※管					2						2							
	230					○	二級管工事施工管理技士（実務経験5年）※上記許可業種以外			そ	そ	そ			そ		そ	そ	そ	そ			そ		
	23A					○	二級管工事施工管理技士補（実務経験5年）			そ	そ	そ			そ		そ	そ	そ	そ			そ		
	131	○					一級電気通信工事施工管理技士														1				
	13B						一級電気通信工事施工管理技士補																		
	232				○		二級電気通信工事施工管理技士														2				
	23C						二級電気通信工事施工管理技士補																		
	133	○					一級造園施工管理技士※園																1		
	133					○	一級造園施工管理技士（実務経験3年）※上記許可業種以外		そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
	13D					○	一級造園施工管理技士補（実務経験3年）		そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
	234				○		二級造園施工管理技士※園																2		
	234					○	二級造園施工管理技士（実務経験3年）※上記許可業種以外		そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ
23E					○	二級造園施工管理技士補（実務経験3年）		そ		そ		そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ	そ				そ	そ	
建築士法	137	○					一級建築士				1			1						1					
	238				○		二級 〃				2														
	239				○		木造 〃				2														
技 術 士 法	141	○					建設・総合技術監理（建設）	1	1		1		1	1	1		1	1				1		1	
	142	○					建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「構造物及びコンクリート」）	1	1	1	1		1	1	1		1	1		1		1		1	
	143	○					農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	1					1	1			1	1						1	
	144	○					電気電子・総合技術監理（電気電子）				1										1				
	145	○					機械・総合技術監理（機械）													1					
	146	○					機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」）					1							1	1					
	147	○					上下水道・総合技術監理（上下水道）				1						1		1						
	148	○					上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）				1						1		1				1		
	149	○					水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	1					1	1	1		1	1						1	
	150	○					森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）															1			
	151	○					森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	1					1	1			1	1				1		1	
	152	○					衛生工学・総合技術監理（衛生工学）					1							1						
	153	○					衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）				1						1		1						
154	○					衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）				1						1	1	1							
電気工事士法	155				○		第一種電気工事士					2													
	256					○	第二種 〃					そ													
電 気 事 業 法	258					○	電気主任技術者（第1種～第3種）					そ													
電気通信事業法	259					○	電気通信主任技術者															そ			
	235					○	工事担当者															そ			
水 道 法	265					○	給水装置工事主任技術者					そ													
消 防 法	168				○		甲種消防設備士					2	2												
	169				○		乙種 〃					2	2												

(別表3)18工事種別に対応する技術者の資格一覧

※ 「1」→1級(5点加点)、「2」→2級(2点加点)、「そ」→その他(1点加点)

コード	技術職員区分					資格区分	入札参加申込業種(18)																	
	1級	監理補佐	基幹技能者	2級	その他		一般土木	舗装	建築	電気設備	暖冷房衛生	鋼橋上部	PC橋上部	しゅんせつ	塗装	法面処理	上下水道	清掃施設	消雪	機械設備	通信設備	造園	さく井	クラウト
職業能力開発促進	171				○	建築大工（1級）			2															
	271				○	〃（2級）			そ															
	164				○	型枠施工（1級）	2	2			2	2			2									2
	264				○	型枠施工（2級）	そ	そ			そ	そ			そ									そ
	172				○	左官（1級）			2															
	272				○	〃（2級）			そ															
職業能力開発促進	157				○	とび・とび工（1級）	2	2			2	2			2									2
	257				○	とび・とび工（2級）	そ	そ			そ	そ			そ									そ
	173				○	コンクリート圧送施工（1級）	2	2			2	2			2									2
	273				○	〃（2級）	そ	そ			そ	そ			そ									そ
	166				○	ウエルポイント施工（1級）	2				2	2			2									2
	266				○	〃（2級）	そ				そ	そ			そ									そ
	174				○	冷凍空調と機器施工・空調設備配管（1級）					2							2						
	274				○	〃（2級）					そ							そ						
	175				○	給排水衛生設備配管（1級）					2							2						
	275				○	〃（2級）					そ							そ						
	176				○	配管・配管工（1級）					2							2						
	276				○	〃（2級）					そ							そ						
	170				○	建築板金「ダクト板金作業」（1級）			2		2							2						
	270				○	建築板金「ダクト板金作業」（2級）			そ		そ							そ						
	177				○	タイル張り・タイル張り工（1級）	2	2																
	277				○	〃（2級）	そ	そ																
	178				○	築炉・築炉工（1級）・れんが積み	2	2																
	278				○	〃（2級）	そ	そ																
	179				○	ブロック建築・ブロック建築工（1級）・コンクリート積みブロック施工	2	2																
	279				○	〃（2級）	そ	そ																
	180				○	石工・石材施工・石積み（1級）	2	2																
	280				○	〃（2級）	そ	そ																
	181				○	鉄工・製罐（1級）	2	2				2								2				
	281				○	〃（2級）	そ	そ				そ								そ				
	182				○	鉄筋組立て・鉄筋施工（1級）	2	2																
	282				○	〃（2級）	そ	そ																
	183				○	工場板金（1級）			2															
	283				○	〃（2級）			そ															
	184				○	板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」（1級）			2															
	284				○	〃（2級）			そ															
	185				○	板金・板金工・打出し板金（1級）			2															
	285				○	〃（2級）			そ															

※ 「1」→1級(5点加点)、「2」→2級(2点加点)、「そ」→その他(1点加点)

備考

職業能力開発促進法に基づく2級の技能検定に合格した者は、合格後3年以上の実務経験を要する。

令和9・10年度
福島県建設工事等入札参加資格審査申請書
作成チェックリスト（基本受付用）

☆ 申請書の作成に当たっては、各様式の記載例や記入上の注意をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に誤りや記載漏れがないか再確認願います。

☆ 誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

※用語 許可業種…建設業法の29許可業種のこと
工事種別…福島県の18工事種別のこと

0 提出にあたって	
☐	A4 ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
1 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）	
☐	過去3年間の状況について、申請書裏面を記載・添付したか。
2 社会保険加入状況申告書（第1号様式その1）	
☐	「社会保険適用除外」又は「社会保険に加入済だが経審結果通知書では加入『無』と表示されている」場合に本様式を記載・添付したか。
3 工事経歴書（第2号様式その1）	
☐	消費税抜きで作成したか。
☐	経営事項審査の完成工事高の選択（2年平均又は3年平均）に応じて、2年度分又は3年度分の経歴書を作成したか。
☐	申請する工事種別（18種別）ごとに別葉で作成したか。
☐	許可業種（29業種）ごと、「公共元請工事、民間元請工事、下請工事」ごとに分けて記載し小計を付したか。
☐	【経審様式を使う場合】 記載例に従い、「工事種別」や「公共元請工事、民間元請工事、下請工事」ごとに印を付け、集計したか。
☐	完成工事高の7割程度を、1件ごとに記載したか。（残りは「その他」として一括記載で可）
☐	それぞれの工事内容は、分類した工事種別（18種別）と整合しているか。
4 完成工事高集計表	
☐	申請する工事種別（18種別）において直近1年度に完成工事高があるか。 ※0円の場合は申請できない。
☐	各年度の記載金額が上記「3 工事経歴書」と一致しているか。
☐	千円単位かつ千円未満切り捨てで記載したか。

5 経営事項審査申請業種と入札参加申込種別対応表	
☐	N01、N02 を両方とも作成したか。
☐	黒塗りのマスに数値を入れていないか。（PC、法面、鋼橋上部の金額は例外。これらの数値は直上の黒塗りマス等に自動転記されるが、それ以外で黒塗りのマスに数値が入ることはない。）
☐	最右列の数値が経審結果通知書の数値以内か。 ※原則一致するが、端数処理の分、小さくなくても可。
☐	最下行の数値が上記「4 完成工事高集計表」と一致しているか。
6 技術者経歴書（第3号様式その1）	
☐	申請する工事種別（18 種別）ごとに作成したか。 ※例外 29 業種－18 種別の組み替えがない場合のみ、経審様式でも可（「記入上の注意」参照）
☐	<u>審査基準日の直前営業年度末時点</u> における常勤の技術職員であり、経営事項審査で評価されている者のみを記載したか。 ※申請工事種別に対応する資格で経審の評価を受けていなければならない。
☐	同一人物を3以上の工事種別に記載していないか。 ※同一人物は2工事種別までしか技術者として記載できない。
7 営業所及び委任関係一覧表（第4号様式その1（建設工事））	
☐	委任先を設ける場合、本書を作成したか。
☐	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
☐	委任先の営業所等は、委任する工事種別（18 種別）に対応する建設業の許可を有しているか。
☐	1 建設事務所管内につき委任先は1箇所までとしたか。 ※1 営業所に複数管内を委任することは可
☐	主たる営業所の所在する建設事務所管内に委任先を設けていないか。
☐	記載内容が、下記「8 委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
8 委任状兼使用印鑑届	
☐	委任先を設ける場合、本書を作成したか。
☐	「委任する工事種別」には福島県の18工事種別ベースで記載したか。（誤って建設業の29許可業種ベースで記載していないか。）
☐	「委任期間」を「申請日～令和11年3月31日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
☐	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意 参照）

9 新卒者雇用申告書（第5号様式）	
☐	記載した者は、「令和5年4月1日以降」に卒業し、「雇用期間の定めなし」として「常用雇用」した者か。（有期雇用者（期間の定めのある雇用契約による雇用）、アルバイト、パートタイマー、日雇い又は派遣社員は記載しない。）
☐	卒業証明書又は卒業証書等の写しを添付したか。
☐	雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しを添付したか。
10 保護観察対象者等の雇用に関する証明書	
☐	福島保護観察所が発行した「保護観察対象者等の雇用に関する証明書」を添付したか。
11 福島県建設工事データ入力票 No1（県内業者用）※鉛筆書き	
☐	申請書と記載内容を突合したか。
☐	⑮建設業許可業種欄には、申請する工事種別（18 種別）に関わらず、申請日現在有効な許可業種（29 業種）を全て記載したか。
☐	⑮建設業許可業種欄には、審査基準日に関わらず、申請日現在有効な許可業種（29 業種）を全て記載したか。
12 福島県建設工事データ入力票 No2（県内業者用）※鉛筆書き	
☐	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
☐	①平均完成工事高と、上記「5 対応表」No1【平均完成工事高】の最下行（工事種別ごとの合計）が一致しているか。
☐	平均元請完成工事高と、上記「5 対応表」No2【平均元請完成工事高】の最下行（工事種別ごとの合計）が一致しているか。
☐	基準決算末の技術職員数と、上記「6 技術者経歴書」の工事種別ごとの技術者数が、「1 級」「2 級」…等の区分毎に一致しているか。
☐	「①のうち、官公署から受注した完成工事高」と「民間工事のうち元請完成工事高」を足した金額が、平均元請完成工事高の金額以内となっているか。 ※原則一致するが、端数処理の分、小さくなくても可。
☐	「①のうち、外注した金額」の合計が、完成工事原価報告書の金額と一致しているか。 ※01～05以外の工事で外注しているものがある場合は一致しなくても差し支えない。
☐	主観点項目のうち、障がい者雇用、除雪・維持業務実績、新卒者雇用に該当がある場合は、確認できる資料（「必要書類一覧」に示した書類）を添付したか。
13 福島県建設工事データ入力票 受任者（県内業者用）※鉛筆書き	
☐	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
☐	上記「7 営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。
14 納税証明書	
☐	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
☐	申請日から3ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
☐	自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書を添付したか。（例 全てリース車の場合）

15 施工実績表	
☐	該当がない場合は、「該当なし」の欄に✓チェックをしたか。
16 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトHP画面の写し	
☐	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直しの上、再度郵送していただく場合もありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェックポイント	
☐	経審結果通知書の社会保険等の欄が「有」になっているか。「適用除外」又は「社会保険に加入済みだが、経審結果通知書は「無」と表示されている」場合は、第1号様式その1を記載・添付しているか。
☐	審査基準日現在の建設業許可通知書を添付しているか。委任先がある場合は、委任先の許可状況がわかる書類も添付しているか。
☐	工事経歴書と完成工事高集計表の各年度の記載金額の数字が一致しているか。
☐	対応表の最右列の数値が経審結果通知書の数値以内か。
☐	対応表の発注種別毎の縦欄合計（最下行）が完成工事高集計表の発注種別毎の平均完成工事高と一致しているか。
☐	データ入力票 No. 2 の完成工事高が完成工事高集計表と一致しているか。
☐	技術者経歴書の人数とデータ入力票 No. 2 の基準決算末の技術者職員の数が一致しているか。
☐	納税証明書を添付したか。
☐	法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト HP 画面の写しを添付したか。

令和9・10年度
福島県建設工事等入札参加資格審査申請書
作成チェックリスト（基本受付用）

☆ 申請書の作成に当たっては、各様式の記載例や記入上の注意をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に誤りや記載漏れがないか再確認願います。

☆ 誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

※用語 許可業種…建設業法の29許可業種のこと
工事種別…福島県の18工事種別のこと

0 提出にあたって	
☐	A4 ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
1 建設工事入札参加資格審査申請書（第1号様式）	
☐	過去3年間の状況について、申請書裏面を記載・添付したか。
2 社会保険加入状況申告書（第1号様式その1）	
☐	「社会保険適用除外」又は「社会保険に加入済だが経審結果通知書では加入『無』と表示されている」場合に本様式を記載・添付したか。
3 工事経歴書（第2号様式その2）	
☐	消費税抜きで作成したか。
☐	経営事項審査の完成工事高の選択（2年平均又は3年平均）に応じて、2年度分又は3年度分の経歴書を作成したか。
☐	申請する工事種別（18種別）ごとに別葉で作成したか。
	県内・県外ごと、元請・下請ごとに分けて記載し小計を付したか。
	【経審様式を使う場合】 記載例に従い、「工事種別」や「元請工事、下請工事」ごとに印を付け、集計したか。
☐	1年度当たり20件程度又は完工高の7割程度（いずれか少ない方）を、1件ごとに記載したか。（残りは「その他」として一括記載で可）
☐	それぞれの工事内容は、分類した工事種別（18種別）と整合しているか。
4 完成工事高集計表	
☐	申請する工事種別（18種別）において直近1年度に完成工事高があるか。 ※0円の場合は申請できない。
☐	各年度の記載金額が上記「3 工事経歴書」と一致しているか。
☐	千円単位かつ千円未満切り捨てで記載したか。

5 経営事項審査申請業種と入札参加申込種別対応表	
☐	N01、N02 を両方とも作成したか。
☐	黒塗りのマスに数値を入れていないか。（PC、法面、鋼橋上部の金額は例外。これらの数値は直上の黒塗りマス等に自動転記されるが、それ以外で黒塗りのマスに数値が入ることはない。）
☐	最右列の数値が経審結果通知書の数値以内か。 ※原則一致するが、端数処理の分、小さくなくても可。
☐	最下行の数値が上記「4 完成工事高集計表」と一致しているか。
6 技術者経歴書（第3号様式その1）	
☐	申請する工事種別（18 種別）ごとに作成したか。 ※例外 29 業種－18 種別の組み替えがない場合のみ、経審様式でも可（「記入上の注意」参照）
☐	<u>審査基準日の直前営業年度末</u> 時点における常勤の技術職員であり、経営事項審査で評価されている者のみを記載したか。 ※申請工事種別に対応する資格で経審の評価を受けていなければならない。
☐	同一人物を3以上の工事種別に記載していないか。 ※同一人物は2工事種別までしか技術者として記載できない。
7 営業所及び委任関係一覧表（第4号様式その1（建設工事））	
☐	委任先を設ける場合、本書を作成したか。
☐	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
☐	委任先の営業所等は、委任する工事種別（18 種別）に対応する建設業の許可を有しているか。
☐	委任先は1カ所のみとしたか。 ※2カ所以上の設定は不可 ※委任区域は県内全域である
☐	記載内容が、下記「8 委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
8 委任状兼使用印鑑届	
☐	委任先を設ける場合、本書を作成したか。
☐	「委任する工事種別」には福島県の18工事種別ベースで記載したか。（誤って建設業の29許可業種ベースで記載していないか。）
☐	「委任期間」を「申請日～令和11年3月31日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
☐	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意 参照）

9 福島県建設工事データ入力票 No1（県外業者用）※鉛筆書き	
☐	申請書と記載内容を突合したか。
☐	⑮建設業許可業種欄には、申請する工事種別(18 種別)に関わらず、申請日現在有効な許可業種（29 業種）を全て記載したか。
☐	⑮建設業許可業種欄には、審査基準日に関わらず、申請日現在有効な許可業種（29 業種）を全て記載したか。
10 福島県建設工事データ入力票 No2（県外業者用）※鉛筆書き	
☐	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
☐	①平均完成工事高と、上記「5 対応表」No1【平均完成工事高】の最下行（工事種別ごとの合計）が一致しているか。
☐	福島県内の平均完成工事高と、上記「4 完成工事高集計表」の数値が一致しているか。
☐	平均元請完成工事高と、上記「5 対応表」No2【平均元請完成工事高】の最下行（工事種別ごとの合計）が一致しているか。
☐	基準決算末の技術職員数と、上記「6 技術者経歴書」の工事種別ごとの技術者数が、「1 級」「2 級」…等の区分毎に一致しているか。
11 福島県建設工事データ入力票 受任者（県外業者用）※鉛筆書き	
☐	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
☐	上記「8 営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。
12 納税証明書	
☐	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
☐	消費税及び地方消費税の納税証明書を添付したか。
☐	県内に営業所がある場合は、委任先の有無に関わらず、法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書を添付したか。 ※自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書が必要。（例 全てリース車の場合）
☐	申請日から3ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
13 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトHP画面の写し	
☐	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直しの上、再度郵送していただく場合もありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェックポイント

☐	経審結果通知書の社会保険等の欄が「有」になっているか。「適用除外」又は「社会保険に加入済みだが、経審結果通知書は「無」と表示されている」場合は、第1号様式その1を記載・添付しているか。
☐	審査基準日現在の建設業許可通知書を添付しているか。 <u>委任先がある場合は、委任先の許可状況がわかる書類</u> も添付しているか。
☐	工事経歴書と完成工事高集計表の各年度の記載金額の数字が一致しているか。
☐	対応表の最右列の数値が経審結果通知書の数値以内か。
☐	対応表の発注種別毎の縦欄合計（最下行）が完成工事高集計表の発注種別毎の平均完成工事高と一致しているか。
☐	データ入力票 No. 2 の完成工事高が完成工事高集計表と一致しているか。
☐	技術者経歴書の人数とデータ入力票 No. 2 の基準決算末の技術者職員の数が一致しているか。
☐	納税証明書を添付したか。
☐	法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト HP 画面の写しを添付したか。

令和9・10年度 福島県建設工事等入札参加資格審査申請書 作成チェックリスト（基本受付）

- ☆ 申請書の作成に当たっては、各様式の記載例や記入上の注意をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に誤りや記載漏れがないか再確認願います。
- ☆ 誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

※業務種別…地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計 の5種別のこと

0 提出にあたって	
☐	A4 ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
1 測量等入札参加資格審査申請書（第6号様式）	
☐	過去3年間の状況について、申請書裏面様式を記載・添付したか。
☐	登録通知書等の写しを添付したか。 ※「必要書類一覧」及び「添付書類に関する注意事項」参照 ※委任先を設ける場合は、委任先分も含む。
2 業務経歴書（第6号様式の2）	
☐	消費税抜きで作成したか。
☐	審査基準日の直前2営業年度分を、年度ごとに別葉で作成したか。
☐	申請する業務種別（5種別）ごとに別葉で作成したか。
☐	1年度当たり20件程度又は業務高の7割程度（いずれか少ない方）を1件毎に記載したか。 （残りは「その他」として一括記載で可）
☐	それぞれの業務内容は、分類した業務種別（5種別）と整合しているか。 ※工事に関係しない業務（例 食品分析、イベント運営…など）は、記載しないこと。
3 対応表【取扱業務高】	
☐	各業務種別ごとの取扱高が上記「2 業務経歴書」と一致しているか。
☐	黒塗りのマスに数値を入れていないか。
☐	申請できない（しない）業務の取扱高や兼業の売上高などは、下から2行目の「その他」に計上したか。※誤って業務種別（5種別）の行に記載しないこと。
☐	各年度の合計額が財務諸表の売上高と一致しているか。
4 技術者経歴書（第3号様式その2）	
☐	審査基準日の直前営業年度末現在における技術職員について記載したか。 ※直前営業年度末以降に入った職員は記載しないこと。
☐	常勤又は非常勤の別を明記したか。

5 技術者集計一覧表（第6号様式の3）	
☐	土木設計に申請する場合、本様式を作成したか。
☐	「(3)全技術者」数と、上記「4 技術者経歴書」中、土木設計の技術者数が一致しているか。
6 営業所及び委任関係一覧表（第4号様式その2（測量等、製造））	
☐	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
☐	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
☐	地上測量、航空測量、調査（不動産鑑定）、建築設計のいずれかを委任する場合は、それぞれの業務種別に対応した登録を受けている営業所か。
☐	1 建設事務所管内につき委任先は1箇所までとしたか。 ※1 営業所に複数管内を委任することは可
☐	主たる営業所の所在する建設事務所管内に、委任先を設けていないか。
☐	記載内容が、下記「7 委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
7 委任状兼使用印鑑届	
☐	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
☐	「委任する業務種別」には、福島県の業務種別（5種別）ベースで記載したか。
☐	「委任期間」を「申請日～令和11年3月31日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
☐	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意 参照）
8 福島県測量等データ入力票 No1（県内業者用）	
☐	申請書と記載内容を突合したか。
9 福島県測量等データ入力票 No2（県内業者用）	
☐	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
☐	申請書と記載内容を突合したか。（申請業務種別、登録部門等）
☐	資本金を千円単位かつ千円未満切り捨てで記載したか。
☐	⑤常勤職員数は、常勤の技術職員及び事務職員の合計と一致しているか。
☐	⑥技術職員数には <u>常勤の技術職員数</u> を記載し、上記「4 技術者経歴書」と整合しているか。
☐	【土木設計を申請する場合のみ】 ⑦管理・照査技術者は、上記「5 技術者集計一覧表」中、「(1) 1～7の技術者」の人数と一致しているか。
☐	各営業年度における取扱高が上記「3 対応表」と一致しているか。
10 福島県測量等データ入力票 受任者（県内業者用）	
☐	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
☐	上記「6 営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。

1 1 納税証明書	
☐	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
☐	申請日から3ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
☐	自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書を添付したか。（例 全てリース車の場合）
1 2 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトHP画面の写し	
☐	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直し、再度郵送していただく場合もありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェックポイント	
☐	登録通知書等を添付したか。（測量、不動産鑑定、建築設計は必須）委任先がある場合は、委任先の登録のわかる書類も添付したか。
☐	直前2年分の財務諸表を添付したか。（ <u>地上測量・航空測量については測量法第55条の8の規定に基づく書類（2年分）</u> ）
☐	対応表の合計が財務諸表の売上高と一致しているか。
☐	各年度の申込種別毎の対応表の計と業務経歴書の計が一致しているか。
☐	データ入力票 No. 2 の取扱高が業務経歴書、対応表の各数字と一致しているか。
☐	データ入力票 No. 2⑥技術者職員数と技術者経歴書の常勤の実人数が一致しているか。
☐	〈土木設計を登録する場合のみ〉データ入力票 No. 2⑦管理・照査技術者数と技術者一覧表の【集計】（1）の人数が一致しているか。
☐	法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトHP画面の写しを添付したか。

令和9・10年度
福島県建設工事等入札参加資格審査申請書
作成チェックリスト（基本受付）

☆ 申請書の作成に当たっては、各様式の記載例や記入上の注意をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に誤りや記載漏れがないか再確認願います。

☆ 誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

※業務種別…地上測量、航空測量、調査、土木設計、建築設計 の5種別のこと

0 提出にあたって	
☐	A4 ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
1 測量等入札参加資格審査申請書（第6号様式）	
☐	過去3年間の状況について、申請書裏面様式を記載・添付したか。
☐	登録通知書等の写しを添付したか。 ※「必要書類一覧」及び「添付書類に関する注意事項」参照 ※委任先を設ける場合は、委任先分も含む。
2 業務経歴書（第6号様式の2）	
☐	消費税抜きで作成したか。
☐	審査基準日の直前2営業年度分を、年度ごとに別葉で作成したか。
☐	申請する業務種別（5種別）ごとに別葉で作成したか。
☐	1年度当たり20件程度又は業務高の7割程度（いずれか少ない方）を1件毎に記載したか。 （残りは「その他」として一括記載で可）
☐	県内・県外に区分し小計を付したか。
☐	それぞれの業務内容は、分類した業務種別（5種別）と整合しているか。 ※工事に関係しない業務（例 食品分析、イベント運営…など）は、記載しないこと。
3 対応表【取扱業務高】	
☐	各業務種別ごとの取扱高が上記「2 業務経歴書」と一致しているか。
☐	黒塗りのマスに数値を入れていないか。
☐	申請できない（しない）業務の取扱高や兼業の売上高などは、下から2行目の「その他」に計上したか。※誤って業務種別（5種別）の行に記載しないこと。
☐	各年度の合計額が財務諸表の売上高と一致しているか。
4 技術者経歴書（第3号様式その2）	
☐	審査基準日の直前営業年度末現在における技術職員について記載したか。 ※直前営業年度末以降に入った職員は記載しないこと。
☐	常勤又は非常勤の別を明記したか。

5 技術者集計一覧表（第6号様式の3）	
☐	土木設計に申請する場合、本様式を作成したか。
☐	「(3)全技術者」数と、上記「4 技術者経歴書」中、土木設計の技術者数が一致しているか。
6 営業所及び委任関係一覧表（第4号様式その2（測量等、製造））	
☐	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
☐	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
☐	地上測量、航空測量、調査（不動産鑑定）、建築設計のいずれかを委任する場合は、それぞれの業務種別に対応した登録を受けている営業所か。
☐	委任先は1カ所のみとしたか。 ※2カ所以上の上の設定は不可 ※委任区域は県内全域である
☐	記載内容が、下記「7 委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
7 委任状兼使用印鑑届	
☐	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
☐	「委任する業務種別」には、福島県の業務種別（5種別）ベースで記載したか。
☐	「委任期間」を「申請日～令和11年3月31日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
☐	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意 参照）
8 福島県測量等データ入力票 No1（県外業者用）	
☐	申請書と記載内容を突合したか。
9 福島県測量等データ入力票 No2（県外業者用）	
☐	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
☐	申請書と記載内容を突合したか。（申請業務種別、登録部門等）
☐	資本金を千円単位かつ千円未満切り捨てで記載したか。
☐	⑤常勤職員数は、常勤の技術職員及び事務職員の合計と一致しているか。
☐	⑥技術職員数には常勤の技術職員数を記載し、上記「4 技術者経歴書」と整合しているか。
☐	【土木設計を申請する場合のみ】 ⑦管理・照査技術者は、上記「5 技術者集計一覧表」中、「(1) 1～7の技術者」の人数と一致しているか。
☐	各営業年度における取扱高が上記「3 対応表」と一致しているか。
☐	各営業年度における福島県内の取扱高が上記「2 業務経歴書」と一致しているか。
10 福島県測量等データ入力票 受任者（県外業者用）	
☐	右上に申請者住所、申請者名等を記載したか。
☐	上記「6 営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。

1 1 納税証明書	
☐	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
☐	消費税及び地方消費税の納税証明書を添付したか。 県内に営業所がある場合は、加えて法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書を添付したか。 ※自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書が必要。（例 全てリース車の場合）
☐	申請日から3ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
1 2 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトHP画面の写し	
☐	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直しの上、再度郵送していただく場合もありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェックポイント	
☐	登録通知書等を添付したか。（測量、不動産鑑定、建築設計は必須） 委任先がある場合は、委任先の登録のわかる書類も添付したか。
☐	直前2年分の財務諸表を添付したか。 <u>（地上測量・航空測量については測量法第55条の8の規定に基づく書類（2年分））</u>
☐	対応表の合計が財務諸表の売上高と一致している。
☐	各年度の申込種別毎の対応表の計と業務経歴書の計が一致しているか。
☐	データ入力票 No. 2 の取扱高が業務経歴書、対応表の各数字と一致しているか。
☐	データ入力票 No. 2⑥技術者職員数と技術者経歴書の常勤の実人数が一致しているか。
☐	〈土木設計を登録する場合のみ〉データ入力票 No. 2⑦管理・照査技術者数と技術者一覧表の【集計】（1）の人数が一致しているか。
☐	申込業種毎に2件ずつの契約書又は請書の写しがあり、業務経歴書の記載内容と一致しているか。
☐	法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト HP 画面の写しを添付したか。

令和9・10年度
福島県建設工事等入札参加資格審査申請書
作成チェックリスト（基本受付用）

☆ 申請書の作成に当たっては、各様式の記載例や記入上の注意をよくお読みください。また、提出前に作成した申請書、添付資料及び提示資料に誤りや記載漏れがないか再確認願います。

☆ 誤り、漏れの多い点を以下のチェックリストに記載しましたので、確認の参考にしてください。

0 提出にあたって	
☐	A4 ファイルに申請書様式を綴り、背表紙には申請者名を記載したか。
1 製造入札参加資格審査申請書（第7号様式）	
☐	「製造」の有資格者名簿への登録を希望しているか。（申請区分は正しいか） ※例 20t 未満の船舶販売は、物品購入の資格審査へ申請要（出納局入札用度課所管）
☐	過去3年間の状況について、申請書裏面様式を記載・添付したか。 （品目の追加申請の場合は記載不要）
2 営業所及び委任関係一覧表（第4号様式その2（測量等、製造））	
☐	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
☐	委任先とする営業所等のみ記載したか。（委任先としない営業所等は記載不要）
☐	【県内業者】1 建設事務所管内につき委任先は1箇所までとしたか。 ※1 営業所に複数管内を委任することは可
	【県内業者】主たる営業所の所在する建設事務所管内に、委任先を設けていないか。
	【県外業者】委任先は1カ所のみとしたか。 ※2カ所以上の設定は不可 ※委任区域は県内全域である
☐	記載内容が、下記「3 委任状兼使用印鑑届」と一致しているか。
3 委任状兼使用印鑑届	
☐	委任先を設ける場合、本様式を作成したか。
☐	「委任する業務種別」には、「製造」と記載したか。
☐	「委任期間」を「申請日～令和11年3月31日」と記載したか。 （それ以外の記載は不可）
☐	その他、所定の項目を全て記載したか。（記載例、記入上の注意 参照）
4 職員数並びに営業年数（第9号様式）	
☐	福島県の「工事」「測量等」の資格にも申請している場合、そちらに申請した職員を重複して計上していないか。
5 直前2年における実績高調書（第8号様式）	
☐	消費税抜きで作成したか。
☐	審査基準日の直前2営業年度における申請製造品目の実績高を記載したか。
☐	財務諸表と記載内容が整合しているか。

6 納税証明書	
☐	税金の未納はないか。（ある場合は申請不可。）
☐	申請日から3ヶ月以内に発行された証明書を添付したか。
☐	【県内業者】所定の証明書を全て添付したか。 （「必要書類一覧」「添付書類に関する注意事項」参照）
	【県内業者】自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書を添付したか。 （例 全てリース車の場合）
☐	【県外業者】消費税及び地方消費税の納税証明書を添付したか。
	【県外業者】県内に営業所がある場合は、加えて法人（個人）県民税、事業税及び自動車税の納税証明書を添付したか。 ※自動車税の課税がない場合も、「課税なし」の証明書が必要。（例 全てリース車の場合）
7 製造データ入力票	
☐	「1 本社又は本店情報」を申請書の記載と突合したか。
☐	「2 企業情報」の営業年数が、上記「4 職員数並びに営業年数」の記載と一致しているか。
☐	「2 企業情報」の平均製造高が、上記「5 直前2年における実績高調書」右下の金額と一致しているか。
☐	「3 受任者情報」を上記「2 営業所及び委任関係一覧表」と突合したか。
8 法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトHP画面の写し	
☐	「法人番号」「商号又は名称」「本店又は主たる事務所の所在地」が記載されているか。

○審査のポイント

下記の内容が正しく記載・添付されていないと、審査ができないため、書類を作成し直しの上、再度郵送していただく場合がありますので、もう一度ご確認ください。

最終チェック（審査のポイント）	
☐	登記事項証明書を添付したか。（個人の場合は身分証明書）
☐	実績高調書の平均年間製造高とデータ入力票の平均製造高が一致しているか。
☐	納税証明書を添付したか。
☐	法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイト HP 画面の写しを添付したか。

工事等入札参加資格の申請に関するよくある質問と回答

ここでは、よくお問い合わせのある内容を Q&A 方式で掲載しています。
不明な点があった場合は、まず一度目を通してください。

1. 受付について

Q：受付期間はいつですか？また、申請を忘れた場合、追加で申請ができますか？

A：受付の実施時期については、申請の手続きについてのページにまとめてあります。
また、基本受付の後、半年ごとに追加受付を行っています。

Q：申請は随時受付してもらえますか？

A：随時受付は行っていません。

福島県建設工事等入札参加資格審査は、2 年に 1 回の基本受付と半年毎の追加受付を実施しており、受付の実施時期については、こちら（申請の手続きについてのページ）にまとめてあります。

なお、既に登録済（または申請済）の資格に関する代表者の変更等については、随時受付しています。

Q：申請用紙はどこで入手できますか？

A：すべての申請用紙は、こちら（申請の様式のページ）からダウンロードできます。

また、インターネットを利用できる環境がない方には、福島県の入札参加資格審査申請時期に合わせて、窓口配付・郵送をする予定です。詳しくは申請の手続きについてのページをお読みください。

Q：審査日程の予約を期限までに行えませんでした。申請することはできますか？

A：受付機関に電話でご相談ください。期限までには予約を行えなかった方は、その回の申請を受け付けできないこともありますのでご了承ください。（その場合は、次回の受付時に申請願います。）

※ 日程予約の期間は、基本受付（各追加受付）開始日の概ね 1 ヶ月～1 ヶ月半前に、申請の手続きについてのページでお知らせしますので、お見逃しないうお願いいたします。

Q：維持補修等の業務を行っていますが、どの申請をすればよいですか？

A：建設業許可を有しており工事の入札に参加を希望する方は、建設工事入札参加資格のうち該当する工事種別に申請してください。

その他の場合は、物品購入（修繕）の入札参加資格（出納局入札用度課のホームページ参照）のうち「修繕業」に該当するかどうか、建物や機械のメンテナンス業務であれば、庁舎等維持

管理業務の入札参加資格（総務部施設管理課のホームページ参照）に該当するかどうか確認の上、それぞれの申請をしてください。

※ 本県には現在、「建設工事等（工事、測量等、製造）」「物品購入・修繕」「庁舎維持管理」「森林整備」「林産物売り払い」「自販機設置（行政財産貸付）」の6種類の入札参加資格有資格者名簿があります。詳細は、それぞれのページをご覧ください。これらに該当しない業務については、一般競争入札又は随意契約で発注しますので、あらかじめ資格審査を受ける必要はありません。

Q：主として食品分析調査を行っている会社ですが、測量等のうち「調査」に申請できますか？

A：本資格は、「建設工事に関する業務」（調査であれば、例えば不動産鑑定や地質調査など）を対象とした資格ですので、食品分析のように工事に関係しない業務については対象ではありません。

※ 測量等に申請する方は、申請書中、業務経歴書（第6号様式の2）を記載する際、食品分析、イベント運営委託…など、工事に関係しない業務の実績を入れないようにご注意ください。また対応表（取扱業務高）を作成する際は、こうした工事に関係しない業務の取扱高は「その他」の欄に記載してください。（審査基準日の直前年度に、申請する業務種別（5種別）に対応する取扱高がゼロである場合は、申請できません。）

2. 審査について

Q：入札参加資格の審査申請の手続きを行政書士に依頼することはできますか？

A：建設業許可や経営事項審査と同様に、入札参加資格審査も行政書士による代理申請ができます。

この場合、申請者（業者）から代理人（行政書士）への委任状が必要となります。

また、申請書には申請者（業者）の押印は不要となり、代理人（行政書士）の押印が必要となります。

Q：福島県の入札参加資格を申請するにあたって、経営事項審査を受けるときに注意することはありますか？

A：福島県では平成17年度以降、入札参加資格申請業者についての最新の経営状況等を把握するため、経営事項審査の29許可業種ごとの総合評定値Pを利用します。したがって、経営事項審査の際は総合評定値Pの申請をするようお願いします。

なお、国や他の地方自治体でも「総合評定値Pを申請していること」を入札参加資格を申請する際の要件としている場合がありますので、入札参加を希望する自治体等の要件を個別に確認することが必要です。

※ 経営事項審査については、土木部建設産業室リンクのホームページをご覧ください。

Q：令和9・10年度入札参加資格審査（基本受付）の審査基準日はいつですか？

A：審査基準日は、令和8年7月1日になります。

Q：審査基準日以降に建設業許可を取得しましたが、入札参加資格を申請できますか？

A：申請はできませんので、次回受付時に申請してください。なお、申請にあたっては、申請工事種別についての完成工事高が必要になります。

Q：審査基準日現在で許可を受けており、審査基準日以降に内容の変更があった場合（例：代表者の変更、必須ではない建設業許可の追加等）も審査基準日現在で記載するのですか？

A：申請日現在の内容を記載します。同様に、測量等における建設コンサルタント、補償コンサルタント等の登録についても、審査基準日以降登録があった場合は、記載して構いません。登録後の変更届による事務処理を簡略化するものです。

Q：工事の入札参加資格申請をしたいのですが、福島県の場合、工事発注の種別は、建設業法の許可業種とは異なるのでしょうか？

A：福島県の工事入札参加資格審査では、建設業法の29許可業種を独自の18工事種別に組み替えて名簿への登録を行っています。

基礎となるデータは、「審査基準日直前の経営事項審査結果」ですが、申請の際は、完成工事高や技術者数を県の18工事種別ベースに組み替えていただく必要があります。また、委任関係の書類なども18工事種別ベースで作成していただく必要がありますので、ご注意ください。

詳しくは手引き本文をご覧ください。

なお、組み替えにあたっては経審結果との整合性にご注意ください。

Q：29許可業種と18工事種別の組み替えについて、もう少し教えてください。

A：別表1の対応表で○又は△印がついているところが、組み替え可能な工種です。（△は「経審の内書きの範囲内で組み替え可能」という意味です。）

なお、○（△）があるからといって、経審（29業種ベース）の完工高全てを無条件に組み替えできるわけではありません。別表2を参考に、個別の工事内容に対応する18工事種別に振り分けてください。

技術者についても、こちら の表を参考に申請する18工事種別に対応する資格を有しているか確認の上、振り分けてください。技術者は経審に準じて、1人当たり2工事種別まで申請できますが、申請する工事種別に対応した資格を有していなければなりません。

なお、完工高・技術者ともに、組み替えのベースは「審査基準日直前の経営事項審査結果」です。経審結果の数値を超えて申請することはできませんのでご注意ください。

Q：決算期を変更した場合の完成工事高（取扱高）はどのようにになりますか？

A：工事については、経営事項審査の例により24か月分（または36か月分）に相当する完成工事高等を計算することとします。

また、測量等についても同様です。

Q：工事に伴う技術職員数の加点対象はどのようにになりますか？

A：経営事項審査の改正に伴い、技術者の加点対象は1人2業種までとなりましたが、入札参加資格の加点対象についても2種別までとなります。

なお、経営事項審査において加点対象となっていない技術者は、入札参加資格においても加点対象となりませんのでご注意ください。

Q：工事の技術者区分に受講及び基幹とありますがどのようなことですか？

A：「受講」とは監理技術者講習の受講をした者、「基幹」とは登録基幹技能者講習の受講した者です。なお、これらは経営事項審査の改正に伴い追加した項目になります。

Q：国税の納税証明書は、どの様式のものを添付すればよいのですか？

A：「その1（納税額の証明）」または「その3（未納税額のないことの証明）」のどちらでも構いません。

Q：「データ入力票」はエンピツで記入するのでしょうか？

A：「データ入力票」は、審査の段階で訂正することが多いので、エンピツで記載してください。

Q：測量等において、契約書、請書または注文書を提示することとなっていますが、写しでもよいのですか？

A：写しでも構いません。なお、提示する契約書については必ず業務経歴書に記載したもので、変更契約があった場合はそれらも必要です。

Q：少額の契約も工事経歴書に記載するのですか？

A：工事経歴書の掲載について500万円（建築1500万円）未満の工事については、種別毎に10件（公共元請、民間元請、下請それぞれ3件程度）までは記載してください。残りは「軽微な工事その他」としてまとめてもよいです。なお、経審審査等の既存の経歴書を利用する場合は、記載する完工高は経審の例のとおりで構いません。

また、測量等による業務経歴書についても同様に500万円未満の委託については、種別毎に10件（元請、下請それぞれ5件程度）までは記載してください。残りは「軽微な業務その他」としてまとめても差し支えありません。

3. 入札参加資格審査の届出事項の変更

Q：資格認定後（または資格審査後）に内容の変更があったのですが、どのような手続きをすればよいですか？

A：変更届に必要な書類を添付の上、速やかに提出してください。詳しくは入札参加資格審査事項変更届のページをお読みください。

Q：資格認定後（または資格審査後）に新しい経営事項審査結果通知書を受け取りましたが、改めて提出する必要はありますか？

A：入札参加資格の中間年における経営事項審査結果通知書を提出する必要はありません。ただし、個々の入札や契約の時点で発注機関が提示を求めることがあります。

Q：現在資格を有していない発注種別を、変更で追加することはできますか？

A：新たな発注種別については、変更での追加はできません。追加受付の際に申請してください。

Q：委任先としない営業所を新たに設置しましたが、届けは必要ですか？

A：委任先としない場合、入札参加資格に係る届けは不要です。

4. その他

Q：「県内に主たる営業所を有する」という場合の「主たる営業所」とは？

A：本社、本店のことです。法人登記において本店または主たる事務所として表示されている営業拠点のことです。

Q：公共工事とは？

A：建設業法施行令第 27 条の 13 に定められている「公共性のある施設又は工作物に関する建設工事」です。

Q：委任先（営業所）の許可、登録は必要ですか？

A：工事については、建設業の許可が必要となります。また、測量等については、地上・航空測量（測量法第 55 条の 2）、不動産鑑定（不動産の鑑定評価に関する法律第 23 条）、建築設計（建築士法 23 条の 2）の委任先の登録が必要となります。

Q：県内業者の場合、受任先営業所はいくつまで設置できますか？

A：県内業者の場合は、最大で 7 カ所設置ができます。

※ 本社の所在する管内を除く、各建設事務所管内に各 1 カ所まで設置できます。また、県外業者の場合は、県内・県外を問わず、1 カ所のみ受任先営業所の設置ができます。受任範囲は「全県内」となります。

Q：県外業者の場合、県内・県外を問わず、1カ所のみ受任先営業所の設置ができるとされていますが、発注種別毎ですか？1企業で1カ所ですか？

A：県外業者の場合は、県内・県外を問わず、1企業1カ所のみ受任先営業所の設置ができます。受任範囲は「全県内」となります。

したがって、例えば地上測量に係る権限を本社、土木設計の権限を受任先営業所とすることはできますが、地上測量に係る権限をA支店、土木設計に係る権限をB支店に委任するというように、複数の受任先営業所を設置することはできません。

Q：「都道府県コード」「市町村コード」を教えてください。

A：総務省が指定する6ケタの地方公共団体コードを参照してください。都道府県コードは、地方公共団体コードの左から1～2ケタ、市町村コードは、同コードの3～5ケタになります。6ケタ目は使用しません。なお、地方公共団体コードにつきましては、J-LIS 地方公共団体情報システム機構から検索することができます。

Q：国、他県、市町村の入札参加資格審査について教えてください。

A：福島県内の市町村においては、福島県の申請様式を使用することとしている場合がありますが、審査の方法等については、福島県の取扱いと異なる場合もあるため、このような質問にはお答えできません。書類を提出する各市町村役場へ個別に御確認ください。

Q：評点の方法や配点については、いつ頃決定するのですか？

A：申請終了後に各申請者のデータ状況を見ながらランク付け等を行いますので、名簿作成時期（3月）に決定することとなります。なお、決定後にホームページにて公表します。

○組織変更における審査手続き及び提出書類等について

第1 組織変更等の類型

1 合併

合併は複数の会社がひとつになること。

- ・吸収合併・・・ひとつの会社が存続し、他が消滅する形態
- ・新設合併・・・合併する当事会社がすべて消滅し、新たに設立された会社に吸収される

2 営業譲渡（事業譲渡）

営業譲渡とは、「営業」を構成する各個財産に加え、経済的に価値のある事実関係を含むものとして、営業財産を契約により移転することをいう。

3 会社分割

会社分割とは、ひとつの会社をふたつ以上の会社に分けることをいう。

- ・新設分割・・・新設会社に営業を承継させる形態
- ・吸収分割・・・分割した営業を既存の会社に承継させる形態

第2 必要書類等

類型に基づき入札参加資格の取扱い及び資格審査の方法等については、以下のとおり

1 合併

(1) 吸収合併・・・存続会社が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

- ・存続会社は、合併前の資格が継続する
- ・合併後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。

イ 必要書類等

(ア) 資格の再認定を申請しない場合

- ① 変更届（消滅会社が「資格あり」場合、廃業の変更届も必要となる）
- ② 合併契約書の写し
- ③ 合併新会社の商業登記簿謄本
- ④ 合併新会社の定款
- ⑤ 株主総会の議事録
- ⑥ 公正取引委員会に提出した合併計画書の写し
※私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第15条の規定に該当する場合

(イ) 資格の再認定を申請する場合

まず、上記①から⑥の書類を合併後速やかに提出し、⑦以降の書類は整い次第速やかに提出する。

⑦ 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

⑧ 建設業許可通知書（写し）又は許可証明書

※合併により、存続会社が有していない許可で消滅会社の有していた許可を新たに取得した場合及び存続会社が一般建設業許可であって合併により要件を備え特定建設業許可を取得した場合で、当該許可が資格申請業種の要件となっている場合。

⑨ 測量・調査・設計に関する登録証明書等の写し

※新たに登録（部門追加を含む）した場合。登録内容に変更があった場合。

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

合併契約に合併期日の定めがある場合で、合併期日に新会社の実態を備えている場合は当該期日、そうでない場合は、合併登記の日を審査基準日とする経営事項審査に基づくことを原則とする。ただし、合併後3ヶ月程度の間に営業年度を終了している場合は、当該営業年度終了日を審査基準日とする経営事項審査で、合併の実態を反映しているものに基づくことも差し支えない。

(イ) 測量等業者の場合

合併契約に合併期日の定めがあり、合併期日に新会社としての実態が備わっている場合は当該期日、そうでない場合は、合併登記の日を基準として直前2年間の合併当事会社の業務実績を合算して行うものとする。

エ 主観的事項

主観的事項は、合併前にすでに有資格業者であった者の成績に基づくものとする。有資格業者でなかった者については、主観的事項の算定対象としない。

工事成績点については、合併当事者の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があっても0点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、合併当事者の合計とする。

(2) 吸収合併・・・消滅会社が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・消滅会社の資格は合併時点で消滅する。
よって、消滅会社は変更届（廃業する旨）を提出しなければならない。・存続会社は、合併後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。 |
|--|

イ 必要書類等

(ア) 資格の再認定を申請しない場合

- ① 変更届（廃業届）

(イ) 資格の再認定を申請する場合

まず、上記①の書類及び②から⑥までの書類を合併後速やかに提出し、⑦以降の書類に関しては、整い次第速やかに提出する。

- ② 合併契約書の写し
- ③ 合併新会社の商業登記簿謄本
- ④ 合併新会社の定款
- ⑤ 株主総会の議事録
- ⑥ 公正取引委員会に提出した合併計画書の写し
※独占禁止法第15条の規定に該当する場合
- ⑦ 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ⑧ 建設業許可通知書（写し）又は許可証明書

※合併により、存続会社が有していない許可で消滅会社の有していた許可を新たに取得した場合及び存続会社が一般建設業許可であって合併により要件を備え特定建設業許可を取得した場合で、当該許可が資格申請業種の要件となっている場合。

- ⑨ 測量・調査・設計に関する登録証明書等の写し

※新たに登録（部門追加を含む）した場合。登録内容に変更があった場合。

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

上記(1)のウに同じ

エ 主観的事項

上記(1)のエに同じ

(3) 新設合併の場合

上記(2)に準じて取り扱う。ただし、イの(イ)の必要書類⑧⑨の提出は必須とする。

また、資格の再認定に伴う完成工事高または完成業務実績については、次のとおり。

ア 建設業者の場合

合併新会社の設立の日である合併登記の日を審査基準日とする経営事項審査に基づくものとする。

イ 測量等業者の場合

合併新会社の設立の日である合併登記の日を基準として直前2年間の合併当回事社の業務実績を合算して行うものとする。

2 営業譲渡（事業譲渡）

営業譲渡とは、建設業の全部、測量業の全部等の大きな業種区分について行われること（営業の全部譲渡）を原則とする。ただし、業種ごとや地域ごとといった営業の一部譲渡の場合でも、当該業種が一体性を有する場合や当該地域が県内全域である場合等、営業を譲り渡した者（以下「譲渡人」という。）の企業評価が営業を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）に引き継がれることが合理的である場合は、この限りではない。

また、会社法第21条の規定により、譲渡した営業について、譲渡人は譲受人と競業してはならないとされている。よって、営業譲渡により資格の変更を申請する譲渡人は、少なくとも福島県内における当該営業において、競業しない実態を備えている必要がある。

(1) 譲渡人及び譲受人の双方が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

（譲渡人）

- ・譲渡人が譲渡した営業に関する資格は原則として消滅する。
よって、譲渡人は変更届（廃止する旨）を提出しなければならない。
- ・譲渡人は譲渡後も建設工事に関する資格が残る場合は、譲渡後の実績に応じた資格の再認定を受けなければならない。

（譲受人）

- ・譲受人が有する資格は継続する。
- ・譲受人は譲受後の実態に応じた資格の再認定を申請することできる。

イ 必要書類等

（ア）譲渡人

譲渡人は①から④までの書類を営業譲渡契約締結後速やかに提出し、⑤の書類は整い次第速やかに提出する。

- ① 変更届（譲渡する部門に関する廃業届）
- ② 営業譲渡契約書の写し
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 株主総会の議事録
- ⑤ 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式（建設工事のみ）

（イ）譲受人が資格の再認定を希望する場合

- ① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ② 営業譲渡契約書の写し
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 定款
- ⑤ 公正取引委員会に提出した譲受計画書の写し

※独占禁止法第16条の規定に該当する場合

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

（ア）建設業者の場合

譲渡契約上の譲渡期日以降で譲り受けした実態を備えていると認められる日を審査基準日とする経営事項審査（以下「譲渡時経審」という。）に基づくものとする。

譲渡時経審は、譲渡契約当事者双方が受けていなければならない。

(イ) 測量等業者の場合

譲渡人について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から譲渡した分を除くものとする。

譲受人について、譲渡契約における譲渡期日以降で譲り受けした実態を備えていると認められる日を基準とし直前2カ年の業務実績を合算して行うものとする。

エ 主観的事項

(ア) 譲渡人が資格の一部を譲渡した場合で当該資格が残存する場合

譲渡人の主観的事項は変更しない。

(イ) 譲り受けた営業に関する譲受人の主観的事項

主観的事項は、営業譲渡前の双方の資格に関する成績に基づくものとする。

工事成績点については、譲渡当事者の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があつて0点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、譲渡当事者の合計とする。

(2) 譲渡人が「資格あり」、譲受人が「資格なし」の場合

ア 資格の取扱い

(譲渡人)

・譲渡人の資格に関しては、上記(1)のアのとおり。

(譲受人)

・譲受人は下記の要件を満たす場合に限り、新たに資格審査申請をすることきる。

① 資格申請できるのは、譲り受けた営業に関する業種のみであること。

② 譲渡を受ける営業に関する一切の債権債務を引き継ぐものであること。

イ 必要書類等

(ア) 譲渡人については、(1)のイの(ア)のとおり。

(イ) 譲受人が資格の再認定を希望する場合

① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

② 営業譲渡契約書の写し

③ 商業登記簿謄本

④ 定款

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

上記(1)のウの(ア)に同じ。（ただし譲受人が新設会社である場合は、譲渡時経審の審査基準日は、新設登記の日である。）

(イ) 測量等業者の場合

譲渡人について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から譲渡した分を除くものとする。

譲受人が当該営業に関して既に実績を有する場合は、上記(1)のウの(イ)に準じる。そうでない場合は、譲渡人が既に認定を受けている資格に基づく実績によるものとする。

エ 主観的事項

(ア) 譲渡人が資格の一部を譲渡した場合で当該資格が残存する場合

譲渡人の主観的事項は変更しない。

(イ) 譲り受けた営業に関する譲受人の主観的事項

主観的事項は、譲渡人が有していた資格に関する成績を譲受人が引き継ぐものとする。

(3) 譲渡人が「資格なし」、譲受人が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

(譲渡人)

- ・譲渡人が営業譲渡を理由として資格申請をすることはできない。

(譲受人)

- ・譲受人がそれまで有していた資格は継続する。
- ・譲受人は、営業を譲り受けた後の実態に応じた資格の再認定を申請することができる。

イ 必要書類等

譲受人が資格の再認定を希望する場合

- ① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
 - ② 営業譲渡契約書の写し
 - ③ 商業登記簿謄本
 - ④ 定款
 - ⑤ 公正取引委員会に提出した譲受計画書の写し
- ※独占禁止法第16条の規定に該当する場合

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

原則として、譲渡時経審に基づくものとする。ただし、譲渡後3ヶ月程度の間に営業年度を終了している場合は、当該営業年度終了日を審査基準日とする経営事項審査で譲渡の実態を反映しているものに基づくことも差し支えない。

(イ) 測量等業者の場合

上記(1)のウの(イ)のとおり。

エ 主観的事項

主観的事項は、譲受人の譲渡前の成績をそのまま使用するものとする。

3 会社分割

会社分割の場合、競業禁止の義務は、分割契約で排除することも可能であると解される。この場合、営業を分割した者（以下「分割元」という。）は当該営業を継続する事ができるが、分割を受けた者（以下「分割先」という。）がその実績等評価を承継する以上、分割元の実績等は消滅したものとして扱わざるを得ない。よって、会社分割における分割元は、当該営業を廃止または休止していなくとも、当該営業に関する資格は、廃業したものとして取り扱うことになる。ただし、営業譲渡と同様、当該資格に関連する営業部門を区分することが可能である場合は、残存する実績等評価に基づき資格を継続することができる。

資格を廃業した場合に分割後の新しい実績によって、分割元が次回以降の資格審査申請をすることは差し支えない。

(1) 新設分割・・・分割元が「資格あり」の場合

ア 資格の取扱い

(分割元)

- ・分割した営業部門に関する資格は原則として消滅する。
よって分割元は、変更届（資格取り下げ等）を提出しなければならない。
- ・分割後も建設工事に関する資格が残る場合は、分割後の実態に応じた資格

の再認定を受けなければならない。

(分割先)

- ・分割先は、分割を受けた営業に関する業種のみ資格審査申請をすることができる。

イ 必要書類等

(ア) 分割元

分割元は①から④までの書類を分割契約締結後速やかに提出し、⑤の書類は
整次第速やかに提出する。

- ① 変更届（分割する部門に関する資格を廃止又は休止する場合）
- ② 分割計画書の写し
- ③ 商業登記簿謄本
- ④ 株主総会の議事録
- ⑤ 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式

(イ) 分割先が資格審査を希望する場合

- ① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ② 分割計画書の写し
- ③ 商業登記簿謄本

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

分割契約上の分割期日以降で分割した実態を備えていると認められる日を審査基準日とする経営事項審査（以下「分割時経審」という。）に基づくものとする。

分割元、分割先ともに、資格の認定を受ける場合は、分割時経審を受けていなければならない。

(イ) 測量等業者の場合

分割先について、分割元が既に認定を受けている資格に基づく実績によるものとする。

分割元について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から分割した分を除くものとする。

エ 主観的事項

主観的事項は、分割元が有していた資格に関する成績を分割先が引き継ぐものとする。

分割元の資格が継続する場合、分割元の主観的事項は変更しない。

(2) 新設分割・・・「資格あり」の会社を含む複数の会社が新設分割をする場合

ア 資格の取扱い

(分割元)

- ・有資格業者である分割元については、上記(1)のアのとおり。

(分割先)

- ・分割先は、分割を受けた営業に関する業種のみ資格審査申請をすることができる。

イ 必要書類等

上記(1)のイのとおり。

ただし、分割元は独占禁止法第15条の2の規定に該当する場合、「公正取引委員会に提出した共同新設分割に関する計画の写し」が必要である。

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

上記(1)のウの(ア)のとおり。

(イ) 測量等業者の場合

分割元について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から分割した分を除くものとする。

分割先について、分割契約上の分割期日以降で分割した実態を備えていると認められる日を基準として分割元の直前2カ年の業務実績を合算して行うものとする。

エ 主観的事項

(ア) 分割元が資格の一部を分割した場合で当該資格が残存する場合
分割元の主観的事項は変更しない。

(イ) 分割を受けた営業に関する分割先の主観的事項

主観的事項は、分割元の資格に関する成績に基づくものとする。

工事成績点については、分割元の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があつて0点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、分割元の合計とする。

(3) 吸収分割・・・分割元及び分割先の双方が「資格あり」の場合

分割元に関しては、上記(1)にすべて準ずる。

分割先については、以下のとおり。

ア 資格の取扱

(分割元)

- ・有資格業者である分割元については、上記(1)のアのとおり。

(分割先)

- ・分割先が既に有する資格は継続する。
- ・分割先は、分割後の実態に応じて新たに資格審査を申請することができる。

イ 必要書類等

分割先が資格審査を希望する場合

- ① 入札参加資格審査申請書及び審査書類一式
- ② 分割契約書の写し
- ③ 株主総会の議事録

ウ 審査の基準となる経営事項審査または測量等の完成業務実績

(ア) 建設業者の場合

上記(1)のウの(ア)に準じる。

(イ) 測量等業者の場合

分割元について、当該資格が残存する場合、既に認定を受けている業務実績等から分割した分を除くものとする。

分割先が当該営業に関して既に実績を有する場合は、分割契約上の分割期日以降で分割した実態を備えていると認められる日を基準として直前2カ年の業務実績を合算して行うものとする。そうでない場合は、分割元が既に認定を受けている資格に基づく実績によるものとする。

エ 主観的事項

(ア) 分割元が資格の一部を分割した場合で当該資格が残存する場合
分割元の主観的事項は変更しない。

(イ) 分割を受けた営業に関する分割先の主観的事項

主観的事項は、分割前の双方の資格に関する成績に基づくものとする。

工事成績点については、分割当事者の平均とする。ただし、工事成績点がない場合（工事成績があつて0点である場合を除く）は、平均の対象に含めない。その他の事項については、分割当事者の合計とする。

(4) 吸収分割・・・分割元のみが「資格あり」の場合

分割元に関しては、上記(1)にすべて準ずる。

ア 資格の取扱

(分割元)

- ・有資格業者である分割元については、上記(1)のAのとおり。

(分割先)

- ・分割先は、分割を受けた営業に関する業種のみ資格審査申請をすることができる。

(5) 吸収分割・・・分割先のみが「資格あり」の場合

分割先に関しては、上記(3)にすべて準ずる。

ア 資格の取扱

(分割元)

- ・分割元は、分割を理由として新たに資格審査を申請することはできない。

(分割先)

- ・上記(3)のAのとおり

※ 合併等の無効について

合併及び会社分割において、手続きに瑕疵がある場合等に、これを無効とすると著しく法律関係の安定を欠くため、合併等はその登記をもって確定し、無効となった場合も訴求効を持たないことが商法により定められている。よって、合併等が無効になった場合においては、その事実を速やかに届出させるとともに、入札参加資格の変更等を将来に向かって取り消すこととなる。

第3 組織変更等に関する申請の受付機関について

- 1 県内業者における組織変更
所轄の各建設事務所行政課（南会津建設事務所にあっては総務課）
- 2 その他
総務部入札監理課

第4 合併等に伴う特例措置について（県内業者のみ対象）

工事等の請負契約に係る競争入札における有資格業者間の合併に伴う資格審査等取扱要領（平成10年6月17日総務部長依命通達）の規定に該当する者については、資格の再認定後に総合点の調整等の特例措置を適用するものとする。

工事等の請負契約に係る競争入札における有資格業者間の合併等に伴う資格審査等取扱要領

(制定平成10年 6 月17日総務部長依命通達 令和 3 年 3 月29日最終改正)

(目的)

第1条 この要領は、福島県の発注する工事等の請負契約に係る競争入札に参加する資格があると認められた者（以下「有資格業者」という。）間（3社以上の合併にあっては2社以上が有資格業者である合併を含む。以下同じ。）に合併（合併と同等とみなし得る営業譲渡を含む。以下同じ。）があった場合において、合併により存続する存続会社、合併により新たに設立される新設会社又は営業の全部を譲り受けた子会社若しくは譲受会社（福島県内に主たる営業所を有する者に限る。以下「存続会社」という。）に対して行う資格審査における総合点の調整及び受注機会の確保について定めることを目的とする。

(総合点の調整を行う業種)

第2条 存続会社の資格審査における総合点の調整は、前条に規定する存続会社が資格を有する業種のうち、次の各号の要件を満たすものについて行うものとする。

- (1) 合併前の合併当事会社（以下「合併当事会社」という。）のうち、2社以上が有資格業者であった業種
- (2) 合併当事会社間の等級（3社以上の合併の場合にあっては、上位の等級に格付けされている合併当事会社2社の等級）が同一等級又は直近の等級に格付けされていた業種

(総合点の調整の方法)

第3条 存続会社に対する資格審査における前条各号の要件を満たす業種の総合点の算出は、入札参加者資格審査委員会において決定された評点の方法により算出した存続会社の総合点に、当該総合点により格付けされる等級の直近上位の等級に格付けされる範囲の数値を主観点として加算して行うものとする。ただし、調整前の総合点により存続会社が合併当事会社のうち上位の等級に格付けされていた者の等級より上位に格付けされた場合又は最上位等級に格付けされた場合においては、総合点の調整は行わないものとする。

2 前項の規定は、合併時から資格審査を受ける審査基準日までの期間が5年未満の場合に限りこれを適用するものとする。

3 前2項の規定により総合点の調整を受けている者が、当該資格に関する会社分割又は営業譲渡を行ったときは、当該分割時又は譲渡時以降当該調整は行わないものとする。

(受注機会の確保)

第4条 工事執行権者は、存続会社を指名基準に基づき指名競争入札に参加する者として選考し又は決定しようとするときは、次の各号に留意するものとする。

- (1) 「当該会計年度における指名及び受注の状況」及び「手持工事等の状況」の判断に当たっては、合併当事会社の合併前の状況により判断すること。
- (2) 存続会社が、合併により消滅する有資格業者に代えて営業所等を設置し、発注しようとする工事種別について当該営業所等への委任を認められた場合にあつては、当該

工事に対する地理的条件」については当該営業所も考慮して判断すること。

2 工事執行権者は、存続会社の指名に当たっては、合併当事会社のうち1社以上が存続会社が格付けされた等級の直近下位の等級又は2等級下位の等級に格付けされていた場合にあっては、必要に応じて、存続会社が格付けされた等級の直近下位の等級において入札参加が可能な範囲の工事に指名することができる。

3 前2項の規定は、合併後5年間に限りこれを適用するものとする。

(合併に伴う申請等)

第5条 合併に伴い総合点の調整又は受注機会の確保の適用を受けようとする者は、資格審査等特例申請書(第1号様式)を存続会社の所在地を所管する建設事務所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 総務部入札監理課長は、前項の規定に基づく申請を行った存続会社が第3条に規定する総合点の調整を受けることができる場合にあっては、第3条の規定に基づき総合点の算出を行い、等級別格付がなされている業種にあっては算出した総合点に対応する等級に格付けを行うとともに、工事等有資格業者名簿を修正するものとする。

3 総務部入札監理課長は、第1項の規定に基づく申請を行った存続会社が、この要領に定める資格審査における総合点の調整及び受注機会の確保の対象とされる者である場合においては、その旨を各部局主管課長に対して通知するものとする。

附 則

この要領は、平成10年6月17日から施行し、平成9年5月1日以降に行われた有資格者の合併から適用する。

附 則

この要領は、平成11年9月20日から施行し、平成9年5月1日以降に行われた有資格者の合併から適用する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行し、平成20年4月1日以降に行われた合併等から適用する。なお施行の際、現に改正前の要領の規定により総合点の調整を受けている者については第3条に規定する総合点の調整についてはなお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年4月1日以降に行われた合併等から適用する。なお施行の際、現に改正前の要領の規定により総合点の調整を受けている者については第3条に規定する総合点の調整についてはなお従前の例による。

資格審査等特例申請書

年 月 日

福島県知事

郵便番号

住所

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者職・氏名

福島県の発注する工事に係る競争入札参加資格にあたって、合併（譲渡）時の特例措置の適用を申請します。

なお、この申請の記載事項は、すべて事実と相違ないことを誓約します。

1 合併（譲渡）日 年 月 日

2 存続(新設)会社名
許可番号

3 消滅会社名
許可番号

会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者の
建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領

平成 14 年 6 月 17 日土木部長通知

平成 21 年 3 月 9 日総務部長通知

(目的)

第 1 条 この要領は、「工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱（平成 20 年 3 月 28 日総務部長依命通達）」（以下「要綱」という。）第 4 条の規定により、競争入札に参加する資格があると認定された者（以下「有資格業者」という。）であって会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者（以下「更生決定者」という。）の建設工事等入札参加資格（以下「資格」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

なお、民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者についても、これを準用するものとする。

(届出等)

第 2 条 更生決定者は、更生手続きの開始の決定を受けた日（以下「更生決定日」という。）以降、速やかに次の書類を知事に提出しなければならない。書類の準備に時間を要する場合、(1)および(2)の提出を優先すること。

(1) 入札参加資格審査事項変更届

(2) 更生手続き開始決定書の写し

(3) 更生決定時以降に定款、代表者または受任者等に変更があった場合は、当該事項を証明する書類

(4) 更生手続き開始の登記をした商業登記簿謄本

2 更生決定者は、知事に資格の再審査の申請（以下「再申請」という。）をすることができる。

3 更生決定者は、更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合は、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(受付機関)

第 3 条 前条の届出及び申請は、当該有資格業者の主たる営業所の所在地が県内である場合は管轄の各建設事務所において、県外である場合は総務部入札監理課において受付を行う。

(提出書類等)

第 4 条 再申請者は次に掲げる書類を持参して提出するものとする。

ア 建設工事等入札参加資格審査申請書および所定の審査書類一式

イ 会社の再建および今後の営業に関する申立書（別紙様式）（以下「申立書」という。）

2 建設工事等入札参加資格審査申請書における各書類は、更生決定日を審査基準日として作成するものとする。

3 再申請者は、申立書に次に掲げる次項を記載するものとする。また申立事項の参考となる資料を提示するものとする。

- ア 今後の資金調達の見通し
- イ 技術者の雇用状況等施工体制
- ウ 下請業者、資材業者等との協力状況
- エ 建設機械、労務者の確保の状況
- オ 福島県内における営業方針
- カ 更生計画の実施状況
- キ その他必要な事項

(資格審査の方法)

第5条 建設工事の資格審査における客観的事項は、更生決定日を審査基準日とする経営事項審査に基づくものとし、更生決定日以外を審査基準日とする経営事項審査に基づくことは認めないものとする。

- 2 建設工事の資格審査における主観的事項は、原則として変更しないものとする。

(資格の再認定)

第6条 「競争入札の方法により工事請負契約等を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（昭和41年福島県告示第59号）」の第1に掲げる事項に該当する場合又は資格を認定するにあたり必要なその他の要件を満たさない場合は、当該資格の再認定を行わないものとする。

- 2 前項に該当する者以外の者については資格を再認定するものとする。なお建設工事の資格認定にあたっては前条により算定した総合点数及びそれに対応する等級を付するものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、再申請後において更生手続廃止又は更生計画不認可の決定が確定した場合は、資格の再認定を行わないこととする。ただし、会社更生法第50条第1項の規定によって中止した再生手続がある場合は、この限りでない。

(結果の通知)

第7条 総務部入札監理課長は、再審査の結果について申請者に通知するものとする。

- 2 総務部入札監理課長は、前条第2項の規定により資格の再認定を行ったときは工事等請負有資格業者名簿を修正するとともに、各部局主管課長に対し再認定を行った旨を通知するものとする。

(資格の取扱い)

第8条 発注者は、有資格業者が更生手続開始の申立を行ったときから、資格が再認定されるまでの期間において、当該有資格業者を指名選考の対象とすることを差し控えるものとする。

- 2 資格の再認定後は、更生決定者を通常の有資格業者と同様に取扱うものとする。なお、申立書の内容を参考にする場合には、入札監理課に写しの送付を依頼するものとする。

- 3 有資格業者が、指名通知日以降入札執行日までの間に、会社更生法による更生手続開始の申立をした場合、発注者は、当該有資格業者の指名を取り消すものとする。

附則 この要領は、平成14年6月17日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。

附則 この要領は、平成20年4月1日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。

附則 この要領は、平成21年4月1日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。

附則 この要領は、令和3年4月1日以降に更生手続開始決定を受けた者に適用する。

(別紙様式)

会社の再建及び今後の営業に関する申立書

年 月 日

福 島 県 知 事 様

住 所
申立人 商号又は名称
代表者職・氏名

会社更生法に基づく更生手続き開始の決定をうけて、福島県建設工事等入札参加資格の再審査を申請するにあたり下記のとおり申し立てます。

記

ア 今後の資金調達の見通し

イ 技術者の雇用状況等施工体制

ウ 下請業者、資材業者等との協力状況

エ 建設機械、労務者の確保の状況

オ 県内における営業方針

カ 更生計画の実施状況

キ その他必要な事項

(裏面) 記入上の注意

- 1 申立事項は別紙によることも可とする。
- 2 各申立事項は、更生手続き開始決定時点以降の経営状況の変化および今後の見通しを主眼において記載すること。また各申立事項に関して必要な資料を提示すること。
 - (1) アには、主に以下の事項を記載すること。
 - ア 資本金の減資予定及び出資者の見通し
 - イ 運転資金の調達方法
 - ウ 金融機関との協力体制
 - (2) イには、主に以下の事項を記載すること。
 - ア 技術職員についての雇用状況
 - イ 未完成工事の進捗状況等
 - (3) ウには、主に以下の事項を記載すること。
 - ア 下請業者、資材業者との協力体制および支払状況
 - (4) エには、主に以下の事項を記載すること。
 - ア 建設機械保有状況
 - イ 労務者の状況および雇用条件等
 - (5) オには、主に以下の事項を記載すること。
 - ア 営業地域及び営業分野等の方針
 - イ 営業所の整理統合等があればその状況(福島県に關係する営業所のみでよい)
 - (6) カには、主に以下の事項を記載すること。
 - ア 債務整理の状況
 - イ 子会社等連鎖倒産の可能性(当該子会社等が福島県の資格を有する場合)
 - ウ 今後の受注の見通し
 - エ 更生手続き申請以後の受注状況
 - (7) キには、その他、特に申し立てるべき事項があれば記載すること。